

氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定について

氷見市議会では、市政における課題や争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視・監査機能等を充実させるための基本的事項を定めた「氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例」を令和4年6月定例会において全会一致で可決しました。

この条例は、一般的に議会基本条例と言われているもののうち、監視・監査機能等の充実に特化した基本条例であり、その理念と方針を定め、市民福祉の向上と公正かつ適正な市政の発展に寄与することを目的とするものです。

(背景及び経過)

昨年の6月定例会では、それまでの、市の大型投資事業に警鐘を鳴らすべく、「ひみ発見館」や「朝日山展望台」などの、一般会計予算の修正減額や、附帯決議としては、まんが広場の予算の執行留保など、いずれも全会一致という形で、議会としての意思表示をしました。

その後、9月定例会に提出された、監査委員の決算審査意見書では、大型投資事業の見直しや、中長期財政見通しのほか、職員数のあり方など、議会がそれまで指摘してきた、多くの事項が、専門的な視点をもって意見書に取り込まれておりました。

議会においても、9月定例会の一般質問や常任委員会、また11月の決算特別委員会においても、決算審査意見書の指摘事項を引用し質問することにより、質問の専門性、具体性が加わり、監視・監査機能等が有効に働いたものと考えております。

その後、本年1月の議員研修会では、「監査委員と議会との連動」というテーマで、地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏にご講義をいただき、「氷見市議会としての、このような流れは、基本条例という形で、明文化するのがいいのではないか」といった、ご助言をいただいたことがきっかけとなり、今回の条例提案につながりました。

特徴としては、議会の基本条例としては、全国的にも稀な「監査委員との関係の基本原則」を定め、議会の監視・監査機能等の充実に役立てるものです。

そうした背景の中、素案の作成、条例案の検討の後、5月9日、6月1日、17日の議会運営委員会を経て、条例を提案するに至ったものであります。

(主な内容)

1 第3条では、「市長等との関係の基本原則」を定めています。

議会と市長その他の執行機関とは異なる機関であることから、常に緊張感を持ち、立場や権能の違いを理解して、独立・対等の立場で、事務執行の監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組むものです。

2 第4条では、「監視と評価」について定めています。

議会は、市長等の事務の執行について、公正かつ効率的に執行されているかを監視し評価することを定めています。

常任委員会及び議会運営委員会は、議案等の審査のほか、所管事務調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものです。

なお、所管事務調査は閉会中も開催し継続的な監視を行うこととします。

3 第5条では、「政策立案及び政策提言」を定めています。

単なる承認機関としての議会ではなく、政策的な条例の提案や否決や修正をも視野に入れた議案審査のほか、議会としての意思表示である決議等により、積極的に政策立案、政策提言を行う姿勢を明確にするものです。

4 第7条では、「市長が行う重要な政策等の説明」について定めています。

政策水準の向上と議会審議における論点の明確化を図り、「背景から、将来にわたるコスト計算まで」の説明を求めることにより、提出される政策等の信頼性等を確認し、議会が判断する上での、必要な情報について、的確に把握・認識できるよう、市長に対して説明を求めるものです。

5 第8条では、「監査委員との関係の基本原則」を定めています。

議会は監査委員が行う決算審査、定例監査、例月出納検査などのほか、法令で定められた監査等の結果を、議会での審議、審査に十分に活用していくこととし、監査委員には具体的な監査等の結果報告を求めるとともに、必要に応じて議会運営委員会等において質疑する機会を設けるものです。

また、地方自治法第199条第11項において、監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとされていることから、議会選出監査委員は、効果的な議会の審議、審査のために、識見監査委員との合議の調整に努めることを定めています。

(施行日)

公布の日（令和4年6月21日予定）